

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に第22部として次のように加える。

第22部		追 補		(18)	
内		用		薬	
品	名	規 格	単 位	薬 価	円
(あ)					
アカルボースOD錠50mg	「ファイザー」	50mg	1錠	15.80	
アカルボースOD錠100mg	「ファイザー」	100mg	1錠	26.70	
アカルボース錠50mg	「ファイザー」	50mg	1錠	15.80	
アカルボース錠100mg	「ファイザー」	100mg	1錠	26.70	

(よ)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

㊦ ヨウ化カリウム「日医工」

1 g

9.00